

# 第1章 計画策定の基本的な考え方



## 1. 計画策定の趣旨

近年、我が国は急激な高齢化や生活習慣の変化などの要因により、疾病構造が変化し疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。それに伴い生活習慣病の後遺症や合併症により、個人のQOL（生活の質）の低下、国全体では医療費などの増加が問題となっています。そのため、『健康寿命の延伸』と『健康格差の縮小』を最終目標とし、取り組んでいく必要があります。

氷川町では平成20年に「健康日本21」の取組を法的に位置づけた健康増進法に基づき、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置いた、「健康ひかわ21」を策定し、取り組みを推進してきました。

今回の新たな健康ひかわ21（R6～R17）では、氷川町の現在の健康状態もふまえて、今後重点的に取り組む課題を明確にしていきます。また、データの活用により、進捗管理できる評価指標を設定した健康増進計画の策定を行います。評価を組み込みながら効果的かつ効率的な施策を展開していくことで、町民の健康づくりを推進していきます。

今回の氷川町健康増進計画における氷川町の基本的方針は下記の内容となっています。

### （1）健康寿命の延伸

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸を実現する。

### （2）個人の行動と健康状態の改善

国民の健康増進を推進するに当たっては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、これらの生活習慣の定着等による生活習慣病（NCDs）の発症予防及び合併症の発症や症状の進展等の重症化予防の取り組みを進める。

### （3）社会環境の質の向上

健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進する。誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）をはじめとする自らの健康情報を入手できるインフラの整備、科学的根拠に基づく健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築や、周知啓発の取り組みを行う。

### （4）ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があるものである。これらを踏まえ、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。）について、健康づくりに関連する計画等とも連携しつつ、取り組みを進める。

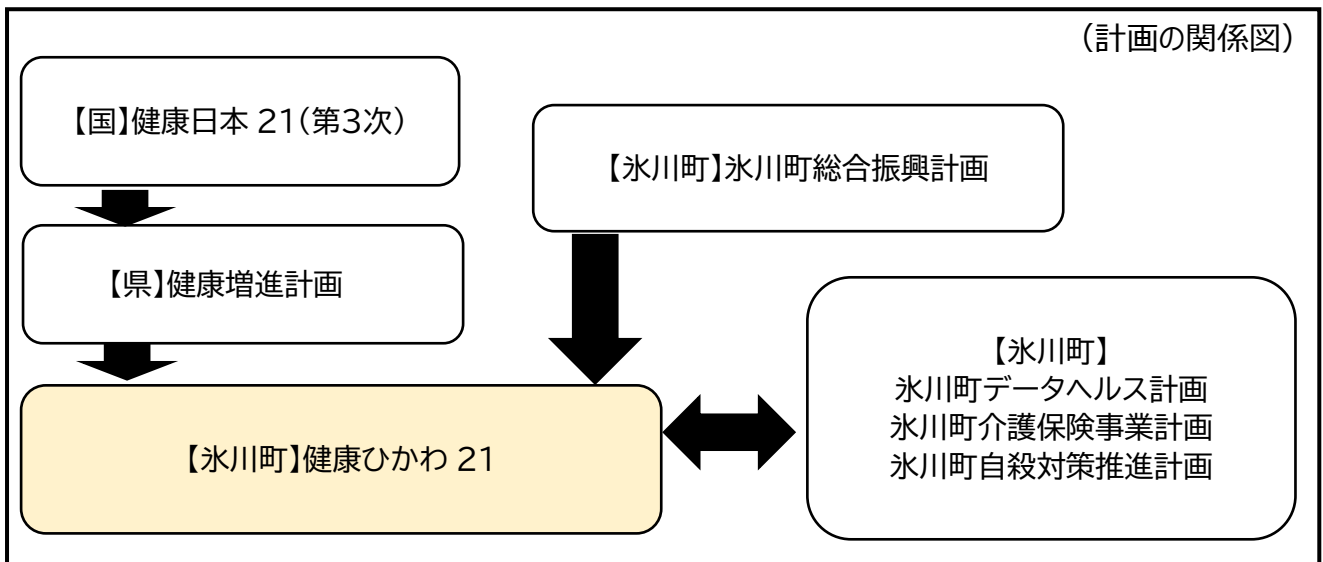
これらは令和5年5月に国において作成された「健康日本21（第3次）」の4つの基本的な方針を参考にしています。

## 2.計画の位置づけ

◎本計画は健康増進法の第6条“健康増進に関する基本方針の策定”で施行されている国の健康増進計画の流れを受けた計画である。

◎本計画は町の上位計画である氷川町総合振興計画の基本計画「いきいきと暮らすための健康づくり」「安心して育てることができる子育て環境の充実」の一旦を担う計画である。

◎本計画は町の他の計画（氷川町データヘルス計画、氷川町介護保険事業計画、氷川町自殺対策推進計画）との整合性を合わせた計画とする。



## 3.計画期間



国が策定する国民健康づくり運動プランは、令和6年から令和17年の12年間の計画になります。これを受けて本計画の施行期間も同期間の12年間を計画期間とします。

なお、計画の期間中であっても、計画に見直しが必要になった場合は、随時見直しを行います。